

○財務省告示第四十四号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五十一条の規定に基づき、平成十五年一月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年二月七日	財務大臣 塩川 正十郎	一 名称及び記号	二 発行の根拠	法律及びその	三 発行方法	四 募入決定の方法	五 発行額	六 払込金額	七 額面金額の種類	八 発行行日	九 発行価格	十 募入平均価格	十一 償還期限	十二 償還金額	十三 場所
				割引短期国庫債券（第三百二十回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	三十九年法律第六号）第五条第一項	札発行を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	千九百九十八億六千九百九十八万円	二兆九百九十八億千八百七十万二千八百円	千九百九十八万円、一億円及び十億円の四種	平成十五年一月十日	額面金額百円につき九十九円九角	額面金額百円につき九十九円九角	平成十五年七月十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払

十五 十四

払込期日 者 入札参加

平成十五年一月十日 財務大臣並びに取扱郵便局
取扱郵便局
者